

平成 22 年度第 1 回武石地域協議会 会議次第

平成 22 年 4 月 15 日 (木) 午後 14 時 50 分
上田市中心公民館 第一会議室

1 開 会

2 自己紹介 (委員及び事務局職員) 20 分

3 センター長あいさつ

4 地域協議会の概要と任務等について (事務局) 15 分

5 協議事項

(1) 地域協議会運営要綱の確認 5 分

(2) 会長及び副会長選出 25 分 [仮議長]

会長

副会長

[会長選出後、10 分打合せ休憩]

(3) 次回会議の開催と今後の日程について 10 分

(4) その他 5 分

6 報告事項 10 分

(1) 第一期、第二期地域協議会の活動経過等について

(2) 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について

(3) 第一期、第二期地域協議会からの意見書について

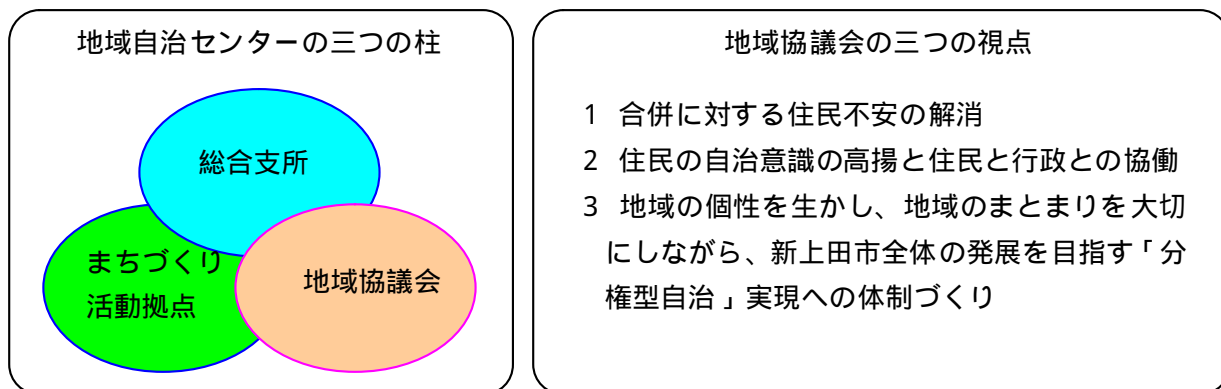
7 その他

8 閉会

地域協議会の概要と任務等について

1 地域自治センターの三つの柱と地域協議会の三つの視点

上田市地域協議会は、地域住民の多様なニーズに的確に対応できる体制を構築するため設置した地域自治センターの三つの柱の一つで、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市の附属機関として、地域住民の意見を集約し、これを反映させ、政策づくりの段階から地域が参画・協働したまちづくりを進めるため、三つの視点により設置いたしました。



2 地域協議会の役割と仕組み

- (1) 地域協議会は、地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ、住民と行政との協働を進めながら住民自治の充実を図ります。
- (2) 地域協議会は、上田地域自治センター、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センターに複数置くことができます。
- (3) 旧町村地域にそれぞれ一つの地域協議会を置き、旧市には、公民館区域を単位として、六つの地域協議会を設置しました。
- (4) 委員の身分は、上田市の非常勤特別職として、報酬が支給されます。

上田市地域自治センター条例

(地域協議会)

第 5 条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため、地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 地域協議会は、第 2 条第 1 項に定める地域自治センターに複数置くことができるものとする。
- 3 地域協議会の名称、対象地区及び当該地域協議会を所管する地域自治センターは、市長が別に定める。

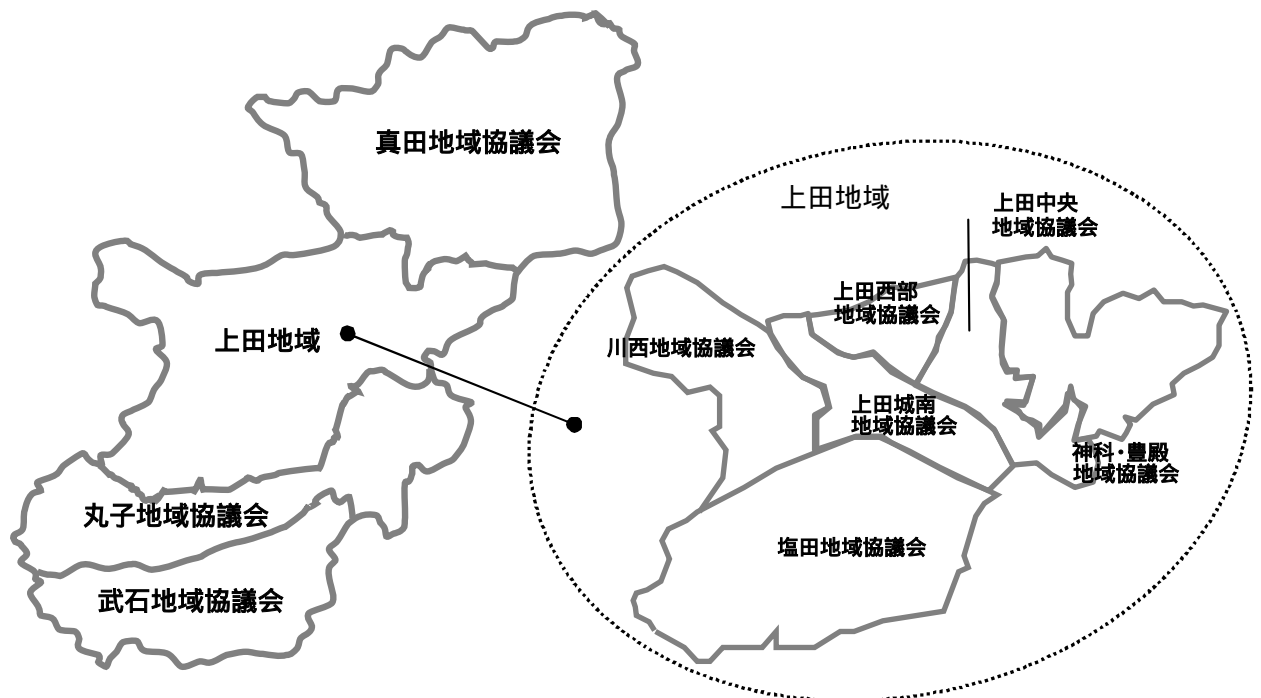
上田市地域協議会規則

(地域協議会の名称等)

第 2 条 地域協議会の名称及び対象地区並びに当該地域協議会を所管する地域自治センターは、次のとおりとする。

名 称	対 象 区 域	所管する 地域自治センター
上田中央地域協議会	東部地区、南部地区、中央地区、北部地区及び神川地区	上田地域自治センター
上田西部地域協議会	西部地区、塩尻地区	上田地域自治センター
上田城南地域協議会	城下地区、川辺地区及び泉田地区	上田地域自治センター
神科・豊殿地域協議会	神科地区、豊殿地区	豊殿地域自治センター
塩田地域協議会	東塩田地区、中塩田地区、西塩田地区及び別所温泉地区	塩田地域自治センター
川西地域協議会	川西地区	川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

3 地域協議会の対象区域



4 地域協議会の任務等

- (1) 協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関の求めに応じて審議します。
- (2) 協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができ ます。
- (3) 協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行ないます。
- (4) 市長等は、対象地区に係る市の施策の重要事項を決定又は変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞きます。
- (5) 市長等は、3 の規定により協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めたときは、適切な措置を講じます。

上田市地域自治センター条例

(任務等)

第 6 条 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関（以下「市長等」という。）の求めに応じて審議するものとする。

2 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができるものとする。

第 7 条 市長等は、地域協議会の対象地区に係る重要事項の決定又は変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。

2 市長等は、前条第 2 項の規定により地域協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めたときは、適切な措置を講ずるものとする。

4 具体的な審議事項等

- (1) 市長等の諮問に応じて審議する事項
 - 新市建設計画の変更に関する事項
 - 基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項
 - 特に必要と認める事項
- (2) 市長等が協議会の意見を聞く事項
 - 合併協定書の合意事項の見直しに関する事項
 - 公共施設の設置、又は廃止に関する事項
 - 地域振興事業基金の活用に関する事項
 - 特に必要と認める事項
- (3) 住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項

上田市地域協議会規則

(地域協議会の対象地区に係る重要事項等)

第3条 条例第7条第1項に規定する地域協議会の対象地区にかかる重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項
- (3) 合併協定書の合意事項
- (4) 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- (5) 地域振興事業基金の活用に関する事項

2 前項第1号及び第2号に規定する事項は、諮問事項とする。

3 市長は前2項の規定にかかわらず、特に必要と認めた事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴き、又は諮問するものとする。

上田市地域自治センター条例

(任務等)

第6条

3 地域協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行うものとする。

5 地域協議会の組織等

- (1) 当該地域に在住する団体から推薦された委員、学識を有する者などの個人依頼委員、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20人以内で構成されます。
- (2) 委員の任期は2年で、再任は可能ですが6年を超えて再任されません。
- (3) 委員の選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮します。(「審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針」に基づき、女性登用率の目標を35%以上とします。)
- (4) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (5) 最初に委嘱される委員の任期は、平成20年3月31日までとします。
- (6) 最初に委嘱される委員の在任期間は、2年とみなします。

上田市地域自治センター条例

(組織等)

第8条 地域協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、市長が特に認めた者については、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たり、委員の構成が対象地区の市民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮するものとする。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、在任期間が通算して6年を超える者は、再任されることはできない。
- 6 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。ただし、市長が特に認めた者は、この限りではない。

上田市地域自治センター条例

附 則

（施行時の委員の特例）

第2条 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員（以下「施行時の委員」という。）

の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、市長が別に定める日までの間とする。

- 2 施行時の委員が再任される場合において、第8条第5項ただし書の規定により当該委員の在任期間を通算するときは、前項の任期における在任期間を2年とみなす。

6 地域協議会の会長及び副会長

- (1) 地域協議会に会長及び副会長を置きます。また、委員が互選します。
- (2) 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表します。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理します。

上田市地域自治センター条例

（会長及び副会長）

第9条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

7 地域協議会の会議

- (1) 地域協議会の会議は、会長が招集し、議長となります。
- (2) 会長は、地域協議会の1/4以上の委員から会議招集の請求がある場合、会議を招集しなければなりません。
- (3) 会議は、委員の過半数の出席が必要です。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決まりますが、可否同数の場合は会長が決めることとなります。

上田市地域自治センター条例

(会議)

第 10 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、地域協議会に諮った上で公開しないことができる。

8 地域協議会の会議の公開と資料等の公表

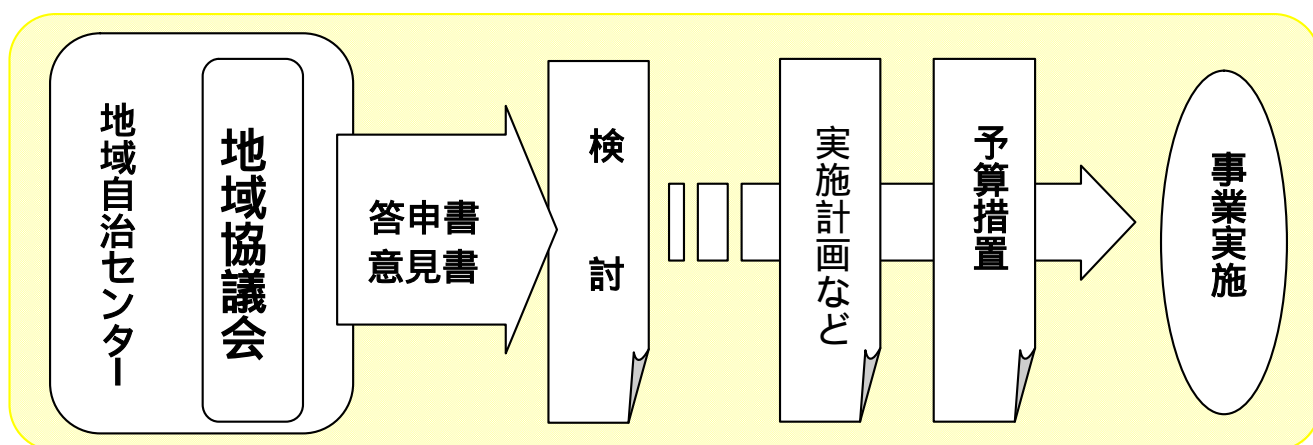
各地域協議会の会議は、原則的に会議は公開するように条例で定めています。ただし、個人に関する情報など、上田市情報公開条例に定める情報に関し審議する場合などは、理由を明らかなとしたうえで、会長が必要と認める場合は、地域協議会に諮り公開しないことができます。

会議の開催については、開催日の 1 週間前までに「上田市のホームページ」への掲載、本庁舎 1 階の行政資料コーナー、及び各地域自治センターに関係資料を置き、会議の日時、場所、議題、会議の公開・非公開等の別、傍聴者の定員などをお知らせします。

会議概要録及び会議資料等についても、非公開とされたものを除き、できる限り情報を提供していきます。

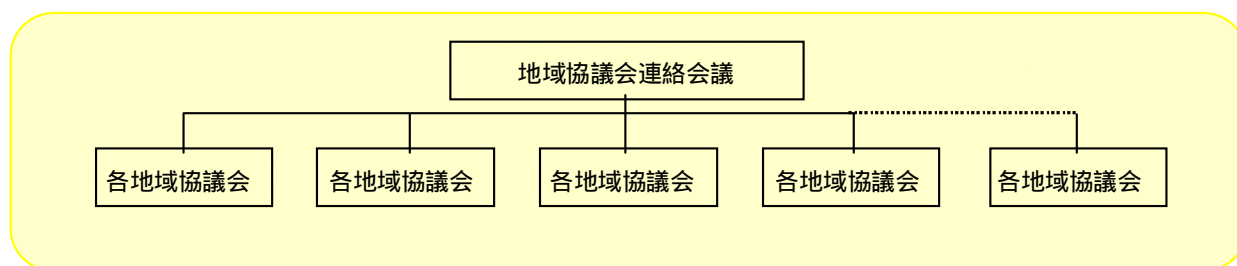
9 意見等の反映の仕組み

地域協議会でまとめられた答申書、意見書等については、必要に応じ実施計画、予算等に反映し、実施に移されます。



10 上田市全体の発展のために

各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の共有を図るため、それぞれの地域協議会の代表者等で構成される地域協議会連絡会議を設置しています。



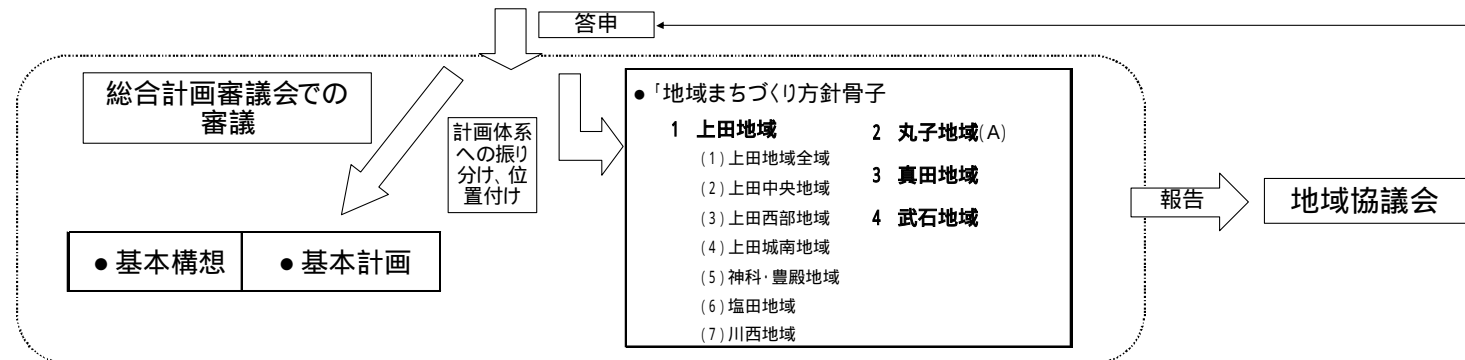
上田市総合計画「武石地域まちづくり方針」 答申内容

武石地域の地域特性と発展の方向	項目別まちづくり方針	
美ヶ原高原と、そこに連なる雄大な自然に抱かれた武石地域は、心安らく田園風景を大切な財産としながら、長い間はぐくんできた地域の連帯と細やかな住民福祉を大切にしてきました。恵まれた自然と安らかで豊かな生活を守り育て、それらがかけがえの無い環境を活かした事業を展開し、将来にわたって、訪れてよかったと実感できる地域づくりを進めます。	1 すみよい地域づくりの推進と地域情報化の展開	武石地域は、上田市の中で少子・高齢化が最も進む地域であり、このことは、自治会、消防などコミュニティー活動の減退、農林業・商工業の衰退などの大きな問題となってきています。定住人口の増加は地域の大きな課題です。若者定住施策や子育て支援施策・デマンド交通など、武石地域の特色ある事業を充実し、あわせてＵターン・Ｉターンを支援して地域人口の増加を図ります。 長年にわたり培ってきたコミュニティー活動を大切に維持・発展させるとともに、自主的な活動を展開する地域づくり団体の育成を図り、それらの団体と協働して安全で魅力的な地域づくりに取り組んでいきます。 また、地域コミュニティーの維持・発展のために重要な身近な地域情報システムの整備や、情報化社会に対応した基盤整備を図ります。
	2 地域をつなぐ道路交通網の整備	武石地域に居住し他地域に通勤通学する市民は多く、武石から丸子・上田市街をはじめとする他地域への道路交通網の整備は、最も住民要望の強い課題です。 交通の利便と時間的距離の短縮は武石地域だけでなくエリアを越えた課題であるため、地域内の生活道路の整備を図るとともに、市内他地域や近隣市町村と連携を深めながら整備を推進していきます。
	3 魅力ある農林業の創出と商工業の振興	専業農家の数は減少したものの、市内でも有数の畜産を初め、野菜、米、花卉等の農業生産は武石地域の住民生活に大きく影響しています。 それを踏まえ、地域の特色である農作業受託組織や地域営農組織・担い手農家・地産地消推進団体などを支援・育成し、魅力あふれる農林業を創出していきます。また、農地や森林や水資源の保全・育成を図り、祖先から引き継がれた武石の田園と森と清らかな水を守ります。 さらに、地域の活性化に大きな役割を果たしている商工団体等を通じて、生活に密着した商工業を振興し、活力ある地域の創造を図ります。
	4 都市・農村交流と広域的な観光の展開	豊かな自然、観光資源を活かして地域の活性化を図ります。 友好提携が新市に引き継がれた東京都練馬区との交流を拡大するとともに、都市生活者を対象とした農業体験や自然体験、スポーツ・レクリエーションの提供による観光の充実を図ります。 また、高山植物の保全、再生の研究や、高原を拠点としたイベントの開催など、松本市や長和町とも連携して美ヶ原高原の魅力を発信し誘客に努めます。 さらに、広域観光を実現するための関係幹線道路の整備を促進し、上田・丸子・真田地域の観光資源と有機的に結びついた観光事業を展開します。
	5 地域に根ざした医療・保健・福祉・介護の充実	武石地域は、診療所・健康センター・地域包括支援センター・デイサービスセンター・社会就労センターなど、医療・保健・福祉・介護が一体となった潤いと温かみのある地域づくりを進めてきました。 今後も地域に根ざしたきめ細かいサービスを提供するため関係機関の充実と連携を図りながら、在宅医療・福祉のかなめである武石診療所と、地域の二次医療と救急医療の役割を担う依田窪病院の充実を図り、安心して暮らせる地域の実現を目指します。
	6 地域の特性を活かした教育の推進とスポーツの振興	人生の質を高める生涯学習・生涯スポーツの充実に努めます。 自然や伝統・文化に学び、そこに暮らす人々を大切に思い、自らと地域に誇りを持ち、未来に受け継いでいく機運を高めます。 そのために、環境教育や食育、伝統や文化財など地域を教材にした教育、自然体験教育などを幅広く実践します。 また、地域に定着している体育活動の振興を図るため、スポーツ団体や行事を支援し、スポーツに親しむ市民の拡大を図り、生涯スポーツの充実と健康増進に努めます。

丸子地域まちづくり方針「計画シート」作成例

	地域特性	発展の方向	地域まちづくり方針		現況と課題
A 丸子地域	(例)	地域内に集積している製造業を中心とした産業資源や技術力を生かし、雇用の受け皿として産業の活性化を図ることにより新市の発展を支えていきます。 また、生活環境の整備によって職住近接のゆとりある生活空間を形成するとともに、丸子温泉郷や豊かな自然・文化を生かすことで、新市における心とむ健康の里としての機能や、生涯学習の里としての機能を担っていきます。	軽快な交通ネットワークの整備	上田地域都市環状道路の丸子地域内の整備やその他の道路網整備を進め、町の市街地を通過する車両の分散で騒音や渋滞を減らすことによって、安心・安全な環境の構築を目指すとともに、新市内の人・物・情報の循環と地域外交流の促進を支えていきます。	東京と中京を結ぶ国道254号、上小と諏訪を結ぶ国道152号が交差するなど、丸子地域は交通の要所であるため、大型車の交通量が多く、引き起こされる騒音や渋滞によって住環境などが悪化しており、また、国道254号は代替路線や緊急時の迂回路がないといった課題もあります。
			健康×観光×自然=交流人口の拡大	丸子温泉郷といった観光資源や医療機関を中心とした健康づくりの環境、信州国際音楽村、国際親善の経験と実績といった丸子地域特有の資源を最大限に生かし、世界を視野に入れた新市の交流人口の拡大に取り組んでいます。	西内・東内地区は、豊かな自然環境に加え、丸子温泉郷といった観光資源や医療機関を中心とした健康づくりの環境に恵まれています。また、信州国際音楽村周辺においては、住民の創意と工夫のもとに音楽と自然とが調和した公園づくりが進められています。 さらに、アメリカ合衆国ブルームフィールド市都との友好提携やアップウィスビーブルへの係わりなど、国際親善の経験と実績が丸子地域には蓄積されています。
			新たな産業ブランドの創出	新市において特に依田窪地域の玄関口としての役割を担うため、地域内商店街へのゆとり空間の創出や、顧客ニーズに合わせた商業経営ができるよう商業の集積を行うとともに、後継者の育成を支援していきます。 また、陣場台地ではその土壌の特性を生かし、加工用ブドウ畑の造成を今後も推進するとともに周辺環境の整備を進めることによって、新たな産業ブランドの創造を目指し、新市の魅力を高めることにつなげていきます。	
			生涯学習活動拠点の充実と新図書館（仮称・情報ステーション）の整備	生涯学習の拠点として、丸子町文化会館（セレスホール）や信州国際音楽村の充実を図ります。 さらに、生涯学習などの市民活動からビジネス活動まで様々な要望に応えることのできる、人・物・情報が行き交う新図書館の整備を進めます。新図書館では従来の図書館機能を充実させるだけでなく、地域に根ざした資料・情報の収集と発信を行います。また、新図書館に集う人的交流により生み出されるネットワークを生かし、地域に目を向けた様々な活動を促進することで、丸子地域や新市の活性化を図っていきます。	
			可能性を秘めた雇用・居住・福祉の拠点整備	㈱カネボウ丸子工場跡地の広大な土地の活用については、新たなにぎわいと憩いの場として、雇用・居住・福祉において丸子地域や新市の拠点となるよう、住民の意見を聴きながら整備を進めていきます。	㈱カネボウ丸子工場跡地は丸子町土地開発公社が先行取得し、平成21年度までの計画的な取得を続けています。

計画シートをもとに、地域協議会の意見としてシート上にまとめ、答申書の一部とする。



武石地域協議会会議運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、武石地域協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長の互選の方法）

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

（会長等の責務）

第3条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、地域協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（地域協議会の会議の招集等）

第4条 会長は、地域協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を委員に通知しなければならない。

（欠席の申出）

第5条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は平成18年9月28日から施行する。